

# 兵庫県公報

令和8年4月24日 金曜日 第713号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告示	ページ
○ 昭和53年兵庫県告示第1432号（自動車税等証紙印取扱者の指定等）の一部改正（税務課）	1
○ 漁船保険の義務付保の同意を求めるための事前届出に係る指定漁船調書の縦覧（水産漁港課）	2
○ 道路の供用開始（道路保全課）	2
<b>公安委員会告示</b>	
○ 駐車監視員資格者講習の実施	3

## 告示

### 兵庫県告示第407号

昭和53年兵庫県告示第1432号（自動車税等証紙印取扱者の指定等）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和8年4月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

告示中の「自動車税等」を「自動車税」に改める。

自動車税等証紙印取扱者の名称等の表中

「

一般社団法人 日本自動車販売協会連合会 東京都港区芝大門1丁目1番30号	兵庫県自動車会館内 一般社団法人 日本自動車販売協会連合会 兵庫県支部	神戸市東灘区魚崎浜町33
	姫路自動車会館内 一般社団法人 日本自動車販売協会連合会 兵庫県支部	姫路市飾磨区中島福路町3323
一般社団法人 全国軽自動車協会連合会 東京都港区芝大門1丁目1番30号	兵庫県軽自動車会館内 一般社団法人 全国軽自動車協会連合会 兵庫事務所	神戸市東灘区御影本町1丁目5番5号
	姫路自動車会館内 一般社団法人 全国軽自動車協会連合会 兵庫事務所	姫路市飾磨区中島福路町3323

」

を

一般社団法人 日本自動車販売協会連合会 東京都港区芝大門1丁目1番30号	兵庫県自動車会館内 一般社団法人 日本自動車販売協会連合会 兵庫県支部	神戸市東灘区魚崎浜町33
	姫路自動車会館内 一般社団法人 日本自動車販売協会連合会 兵庫県支部	姫路市飾磨区中島福路町3323

に改める。



**兵庫県告示第408号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和8年4月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 届出事項

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項に規定する申出をする漁業協同組合の名称
洲本市炬口1-1-41 山本浩之 同市海岸通1-9-8 角村庄平	洲本炬口	洲本炬口漁業協同組合
姫路市家島町坊勢41-3 竹中太作 同市同町坊勢72 小林春光	坊勢	坊勢漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和8年4月24日から同年5月8日まで

(2) 縦覧場所

洲本炬口加入区 洲本市炬口1丁目1番1号 洲本炬口漁業協同組合  
 坊勢加入区 姫路市家島町坊勢697番地 坊勢漁業協同組合



**兵庫県告示第409号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、令和8年4月26日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和8年4月24日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年4月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域					
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考	
県道 広畑青山線	姫路市広畑区北野町二丁目3番5から	旧	14.0から	2,715.0	予定地	
	同 市広畑区西蒲田字中松河原369番50まで		29.0まで			
	姫路市広畑区北野町二丁目3番1から		3.0から	3,120.0		
	同 市広畑区西夢前台四丁目243番まで		6.0まで			
	姫路市広畑区北野町二丁目3番5から		10.0から	3,345.0		
	同 市広畑区西蒲田字中松河原369番50まで	94.0まで				
	姫路市広畑区北野町二丁目3番5から	新	14.0から	2,715.0		一部 予定地
	同 市広畑区西蒲田字中松河原369番50まで		29.0まで			
	姫路市広畑区北野町二丁目3番1から		3.0から	3,120.0		
	同 市広畑区西夢前台四丁目243番まで		6.0まで			
姫路市広畑区北野町二丁目3番5から	10.0から		3,345.0			
同 市広畑区西蒲田字中松河原369番50まで	94.0まで					

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第84号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第51条の13第1項第1号イに規定する講習（以下「駐車監視員資格者講習」という。）について、確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号。以下「規則」という。）第6条の規定により、次のとおり公示する。

令和8年4月24日

兵庫県公安委員会  
委員長 津田 隆 雄

1 駐車監視員資格者講習の期日及び場所

駐車監視員資格者講習（駐車監視員資格者講習修了考査を含む。）の期日及び場所については、次の表のとおりとする。

駐車監視員資格者講習の期日	令和8年6月30日（火）及び同年7月1日（水）
駐車監視員資格者講習修了考査の期日	令和8年7月8日（水）
駐車監視員資格者講習の場所	神戸市中央区下山手通6丁目3番28号 兵庫県中央労働センター
注	1 駐車監視員資格者講習は、各日午前9時から午後5時までとする。 2 駐車監視員資格者講習修了考査は、午前9時10分から午前10時10分までとする。

2 受講定員

受講定員は90人とする。

3 受講手続

(1) 申込書類

ア 駐車監視員資格者講習受講申込書1通

駐車監視員資格者講習受講申込書（以下「受講申込書」という。）は、兵庫県警察本部交通部交通指導課及び兵庫県内の各警察署の交通課（交通第一課を含む。以下同じ。）において配布する。

イ 写真1枚（申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）

## (2) 申込期間

ア 令和8年5月11日（月）から同月25日（月）までの間（土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後4時まで）

イ 申込人員が受講定員に達した時点で申込みを締め切る。

## (3) 申込先

兵庫県内の各警察署の交通課

## (4) 申込方法

本籍・国籍等、住所、氏名及び生年月日を記載した受講申込書を前記(3)の申込先に提出し、又はe-Gov電子申請により行うこと。

なお、郵送による申込みは、受け付けない。

## (5) 手数料

20,000円相当額の兵庫県収入証紙を受講申込書の裏面に貼り付け、又はその金額の電子納付サービスにより得られた納付情報により納付すること。

なお、受付後の受講手数料は、返還しない。

## 4 携行品

(1) 駐車監視員資格者講習受講票

(2) 筆記用具

(3) 講習用テキスト（受講する駐車監視員資格者講習の日に配布する。）

## 5 合格発表

駐車監視員資格者講習修了考査の当日おおむね午前11時30分から、当該修了考査の会場において、合格者の受講番号を掲示する。

なお、合格者には、後日、駐車監視員資格者講習修了証明書を交付する。ただし、駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても、法第51条の13第1項第2号に掲げる事項のいずれかに該当する者は、駐車監視員資格者証の交付を受けることはできない（駐車監視員資格者証の交付申請手続については、修了考査当日、合格者に教示する。）。

## 6 問合せ先

(1) 兵庫県警察本部交通部交通指導課

電話 (078) 341-7441 内線5154

(2) 兵庫県内の各警察署の交通課

## 7 その他

駐車監視員資格者講習と併せて、2の受講定員の範囲で、規則第10条第1項の規定による審査を実施するので、審査を希望する者は、6の問合せ先に問い合わせること。